平成十一年法律第二百十六号

国立研究開発法人国立環境研究所法

目次

総則(第一条—第五条)

役員及び職員 (第六条―第十条)

第四章 業務等 (第十一条—第十二条) 雑則(第十三条・第十四条)

第五章 罰則(第十五条·第十六条)

(目的) 章 総則

第一条 を定めることを目的とする。 この法律は、国立研究開発法人国立環境研究所の名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項

第二条 この法律及び独立行政法人通則法 の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研711条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。) 究開発法人国立環境研究所とする。

防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境<三条 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)は、地球環境保全、公害の の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を (研究所の目的) 及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。

(事務所) (国立研究開発法人) 研究所は、 通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第四条 研究所は、 主たる事務所を茨城県に置く

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金

出資することができる。 政府は、必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 研究所に追加して

3 より資本金を増加するものとする。 研究所は、前項又は附則第六条第 項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額に

第二章 役員及び職員

2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。 第六条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

(理事の職務及び権限等)

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていない第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。 ときは、監事とする。

その職務を行う監事は、 その職務を行う監事は、その間、 前項ただし書の場合において、

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条研究所の役員及び職員は、 その職を退いた後も、 同様とする。 職務上知ることのできた秘密を漏らし、 又は盗用してはならな

(役員及び職員の地位)

ては、法令により公務に従事する職員とみなす。 研究所の役員及び職員は、 刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除る環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関 く。) を行うこと 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、 人の活動によ

提供を行うこと。 環境の保全に関する国内及び国外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集、 整理及び

四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこ三 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十

前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

兀

2 規定する業務を行う 研究所は、前項の業務のほか、 気候変動適応法 (平成三十年法律第五十号) 第十一条第一項に

(株式等の取得及び保有)

第十一条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の (積立金の処分) 項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる 五第

第十二条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間 における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。 期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更 相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に 項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又 認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、 当該次の中長期目標の期間

2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならな V)

額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 研究所は、 第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金

3

4

令で定める。 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政

(緊急の必要がある場合の環境大臣の要求)

第十三条 環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他の環境の汚染により人の健康 務を除く。)のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。 又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、 研究所に対し、第十一条第一項に規定する業務(同項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業

研究所は、環境大臣から前項の規定による求めがあったときは、 正当な理由がない限り、

求めに応じなければならない。

第十四条 とする。 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、 それぞれ環境大臣及び環境省令

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、 万円以下の罰金に処する。 又は盗用した者は、一 年以下の拘禁刑又は五十

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万 円以下の過料に処する。

第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき

認を受けなかったとき。 第十二条第一項の規定により環境大臣の承認を受けなければならない場合において、 その承

則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する

(職員の引継ぎ等)

第三条 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、 第二条 研究所の成立の際現に環境省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に 第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は る場合を含む。)の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。 なす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給 いて同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみするときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日にお 若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当 けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項 う。)であって、研究所の成立の日の前日において環境大臣又はその委任を受けた者から児童手 研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの(次条において「引継職員」とい 辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 (研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置) 同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用す

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二 ときは、法人である労働組合となるものとする。 立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成 号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人である

規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記し を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条及び第五条第二項の前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日 なければ、その日の経過により解散するものとする。

を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日

3

(権利義務の承継等)

第五条 研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政 令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

2 政府から研究所に対し出資されたものとする。 れる権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継さ

3 現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、 研究所の成立の日

2

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、研究所の成立の時において現に建設中の建物等(建 追加して出資するものとする。 物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。)で政令で定めるものを研究所に

として評価委員が評価した価額とする。 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、 政令で定める

(国有財産の無償使用)

第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用され ている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供する ため、研究所に無償で使用させることができる。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

則 (平成一二年五月二六日法律第八四号) 抄

(施行期日)

附

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二九号) 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、 から施行する。 附則第八条の規定は、 公布の

(職員の引継ぎ等)

| 第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立環境研究所の職員である者は、別に辞令を発せ られない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き独立行政法 人国立環境研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人国立環境研究所(以下「施行日後の研究所」という。)の 家公務員等となるため退職したこととみなす。 定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国の適用については、施行日後の研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定

| 第四条 | 附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者に対しては、国家公務員退職手 当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の研究所は、前項の規定の適用を受けた施行日後の研究所の職員の退職に際し、 手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員 の研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。 (同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。) としての引き続いた在職期間を施行日

となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の研究所の職員としての在職期間を同項に して在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員となり、かつ、 したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限り 規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の研究所を退職 項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎 引き続き施行日後の研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一 施行日の前日の独立行政法人国立環境研究所(以下「施行日前の研究所」という。)に職員と

定により引き続いて施行日後の研究所の職員となった者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十一施行日後の研究所は、施行日の前日に施行日前の研究所の職員として在職し、附則第二条の規 (年法律第百十六号) による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の研究所を退

ては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するもの らば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対し 職したものであって、その退職した日まで施行日前の研究所の職員として在職したものとしたな

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。 及び第十二条の三の規定の適用については、国立研究開発法人国立環境研究所の理事長は、同法 こととされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二 一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例による4条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三 組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働ものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働 組合となるものとする。 あって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者である 年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。) 第四条第二項に規定する労働組合で

かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものと 日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する

起算して六十日を経過する日までは、 **잳算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から**

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所がした解雇に係る中央労働委 員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。 定める。

法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労 なお従前の例による。 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所とその職員に係る特

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(平成二〇年一二月二六日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号 以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。 当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

附則第十四条第二項、 第十八条及び第三十条の規定 公布の日

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその 名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する

> 録免許税を課さない 独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の変更の登記又は登録については、

> > 登

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含 規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の の相当の規定によってした又はすべき処分、 む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後 手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することと される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 による。 なお従前の例

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 定める。 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則) で

則 (平成三〇年六月一三日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

附

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第九四号)

抄

第一条 この法律は、 行する。 (施行期日) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

第三十五条 この法律の施行に関し必要な経過措置 (経過措置) (罰則に関する経過措置を含む。) は、 政令で

(施行期日)

則

(令和二年六月二四日法律第六三号)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。 布の日から施行する。 ただし、 次条及び附則第六条の規定は、

公

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほ 政令で定める。 か、 この 法 律の施行に関し必要な経過措置

則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日

1

各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該

第五百九条の規定 公布の日